

令和元年6月14日招集

令和元年 第4回(6月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第56号 | 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 議案第57号 | 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 |
| 議案第58号 | 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 13 |
| 議案第59号 | 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 15 |
| 議案第60号 | 公有水面埋立てに係る意見について（高瀬地内） | 17 |
| 議案第61号 | 新たに生じた土地の確認について（原黒・住吉地内） | 18 |
| 議案第62号 | 字の変更について（原黒・住吉地内） | 19 |
| 議案第63号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館） | 20 |
| 議案第64号 | 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉） | 21 |
| 議案第65号 | 財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校） | 24 |
| 議案第66号 | 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について | 25 |
| 議案第67号 | 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について | 25 |

議案第56号

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の一項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を

「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

第81条の9の次に次の1条を加える。

(環境性能割の課税免除)

第81条の10 市長は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する三輪以上の軽自動車について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、環境性能割を免除することができる。

(1) 無償による取得

(2) 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入（特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。）による取得

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を

当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 第2号ア(2) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア(3)(i) | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(3)(ii) | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 第2号ア(2) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア(3)(i) | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(3)(ii) | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------|--------|
| 第2号ア(2) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(3)(i) | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(3)(ii) | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、佐渡市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中、「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他法施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中佐渡市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を

第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中佐渡市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき佐渡市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定

中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第57号

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例（平成29年
佐渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第
5号を第4号とする。

第7条中「及び第2号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成35年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

公有水面埋立てに係る意見について（高瀬地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 埋立位置
佐渡市高瀬1238番地3から同1238番地13に至る間の地先公有水面
- 2 埋立面積
90.42㎡
- 3 埋立地の用途
道路用地及び海岸護岸用地
- 4 埋立てに関する工事の施工に要する期間
着手の日から3年

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第61号

新たに生じた土地の確認について（原黒・住吉地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

| | 土地の所在 | 面積（㎡） |
|---|---|---------|
| ① | 佐渡市原黒字浜1の2、2の2、3の2、4の2、5の2、5の4、6の2、6の4、7の2、7の4、8の2、9の2、10の2、11の2、12の2、13の2、14の2、14の4、15の2、16の2、17の2、17の4、18の2、18の4、19の2、20から22まで、23の10、28、29の1、29の2地先の公有水面埋立地 | 9506.08 |
| ② | 佐渡市原黒字浜14の2、15の2、16の2、17の2、17の4、18の2、18の4、19の2、20から22まで、23の10、28、29の1、29の2地先の土地 | 3281.07 |
| ③ | 佐渡市原黒字浜4の2、5の2、5の4、6の2、6の4、7の2、7の4、8の2地先の土地 | 255.18 |
| ④ | 佐渡市原黒字浜1の2、2の2地先の土地 | 39.58 |
| ⑤ | 佐渡市住吉字上浜126の2、138、140の1、140の2地先の公有水面埋立地 | 3645.32 |
| ⑥ | 佐渡市住吉字上浜126の2、138、140の1、140の2地先の土地 | 784.25 |
| ⑦ | 佐渡市住吉字上浜60の1から60の3まで、85の2、102の4、126の2地先の公有水面埋立地 | 83.34 |
| ⑧ | 佐渡市住吉字上浜60の1から60の3まで、85の1、85の2、102の4、126の2地先の土地 | 2524.47 |

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第62号

字の変更について（原黒・住吉地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|----------|
| ① | 佐渡市原黒字浜1の2、2の2、3の2、4の2、5の2、5の4、6の2、6の4、7の2、7の4、8の2、9の2、10の2、11の2、12の2、13の2、14の2、14の4、15の2、16の2、17の2、17の4、18の2、18の4、19の2、20から22まで、23の10、28、29の1、29の2地先の公有水面埋立地 | 佐渡市原黒字浜 |
| ② | 佐渡市原黒字浜14の2、15の2、16の2、17の2、17の4、18の2、18の4、19の2、20から22まで、23の10、28、29の1、29の2地先の土地 | |
| ③ | 佐渡市原黒字浜4の2、5の2、5の4、6の2、6の4、7の2、7の4、8の2地先の土地 | |
| ④ | 佐渡市原黒字浜1の2、2の2地先の土地 | |
| ⑤ | 佐渡市住吉字上浜126の2、138、140の1、140の2地先の公有水面埋立地 | 佐渡市住吉字上浜 |
| ⑥ | 佐渡市住吉字上浜126の2、138、140の1、140の2地先の土地 | |
| ⑦ | 佐渡市住吉字上浜60の1から60の3まで、85の2、102の4、126の2地先の公有水面埋立地 | |
| ⑧ | 佐渡市住吉字上浜60の1から60の3まで、85の1、85の2、102の4、126の2地先の土地 | |

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第63号

公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
トキ交流会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
合同会社トキの会
- 3 指定の期間
令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

令和元年6月14日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

議案第64号

財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）

別紙の財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

別紙

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

| 建物の名称 | 所在 | 構造 | 延床面積(m ²) | | 備考 |
|--------|---------------------|--------------|-----------------------|----|--------------------------------------|
| 浴場施設 | 佐渡市新穂潟上 1111番地 | 木造平屋建 | 896 | 84 | |
| 車庫 | 佐渡市新穂潟上 1094番地1 | 軽量鉄骨造 平屋建 | 55 | 84 | |
| 井戸管理施設 | 佐渡市新穂潟上 1101番地24 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | 9 | 18 | 温泉施設 排湯設備 及び温泉 送湯設備 を含む。 |

2 土地の所在、登記地目及び地積

| 所在 | 登記地目 | 地積(m ²) | | 備考 |
|----------------|------|---------------------|----|---------|
| 佐渡市新穂潟上1094番1 | 田 | 923 | | |
| 佐渡市新穂潟上1094番3 | 用悪水路 | 19 | | |
| 佐渡市新穂潟上1095番1 | 田 | 885 | | |
| 佐渡市新穂潟上1096番1 | 田 | 894 | | |
| 佐渡市新穂潟上1096番3 | 用悪水路 | 17 | | |
| 佐渡市新穂潟上1097番1 | 田 | 934 | | |
| 佐渡市新穂潟上1097番3 | 用悪水路 | 19 | | |
| 佐渡市新穂潟上1098番1 | 田 | 828 | | |
| 佐渡市新穂潟上1098番3 | 用悪水路 | 22 | | |
| 佐渡市新穂潟上1099番1 | 田 | 601 | | |
| 佐渡市新穂潟上1099番3 | 用悪水路 | 21 | | |
| 佐渡市新穂潟上1100番1 | 田 | 146 | | |
| 佐渡市新穂潟上1100番2 | 田 | 404 | | |
| 佐渡市新穂潟上1101番24 | 宅地 | 245 | 76 | 温泉権を含む。 |

3 無償貸付の相手方 佐渡市宿根木56番地2
合同会社湯らく
代表社員 渡邊 陶生

4 無償貸付の期間 令和元年7月1日から令和3年3月31日までとする。なお、市又は無償貸付の相手方が貸付期間満了の日の4箇月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、更に2年間契約を更新するものとし、以後同様とする。

議案第65号

財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校）

財産の無償譲渡に係る相手方を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

無償譲渡の相手方

変更前 新潟市紫竹山6丁目3番5号
学校法人新潟総合学院
理事長 池田 弘

変更後 新潟市中央区古町通二番町541番地
学校法人国際総合学園
理事長 池田 弘

令和元年6月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について
(予算書別紙添付)

議案第67号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第66号

《令和元年度 佐渡市一般会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・国の制度改正に伴う幼児教育・保育無償化や風しんの追加対策等に係る経費を計上
- ・温泉管理運営事業の経費を計上
- ・その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

| | |
|-------|------------|
| 補正前の額 | 43,059,702 |
| 補正額 | 137,361 |
| 累計予算額 | 43,197,063 |

3. 財源内訳

(単位：千円)

| | |
|------|--------|
| 国支出金 | 20,648 |
| 県支出金 | 59,978 |
| 繰入金 | 52,735 |
| 諸収入 | 4,000 |

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○国の制度改正や追加対策に伴う事業

補正額：26,618

(事業内容)

| | |
|--|----------|
| ・幼児教育無償化事業【子ども若者課】 | 12,609千円 |
| 幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修費及び事務費に係る経費 | |
| ・母子家庭等対策総合支援事業【子ども若者課】 | 3,348千円 |
| 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に係る経費を追加計上 | |
| ・予防接種事業【市民生活課】 | 8,998千円 |
| 風しんの追加対策に伴う風しん抗体検査及び予防接種等に係る経費を追加計上 | |
| ・園芸作物振興事業【農業政策課】 | 1,663千円 |
| 老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、新潟県が策定する被害防止計画に基づき実施される農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等を支援 | |

○温泉管理運営事業【市民生活課】

補正額：9,670

(事業内容)

| |
|---|
| ・休館中の新穂湯上温泉の無償貸付にあたり、営業再開に必要な経費のほか、畑野温泉松泉閣の休憩室のエアコン改修工事費を計上 |
|---|

○新たな地域活性化人材づくり推進事業【地域振興課】

補正額：10,451

(事業内容)

| |
|--|
| ・総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金事業の採択を受け計上 首都圏の企業や大学等との協働により、地域の担い手を育てる教育プログラム構築と実施 |
|--|

○老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】

補正額： 59,525

(事業内容)

- ・新潟県の介護基盤整備事業（新潟県地域医療介護総合確保基金）の採択を受け計上
南部圏域の「認知症対応型共同生活介護」施設整備（2ユニット18床）に対する補助金

議案第67号

《令和元年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

一般管理費の増額計上

2. 予算規模

（単位：千円）

| | |
|-------|-----------|
| 補正前の額 | 8,819,548 |
| 補正額 | 1,689 |
| 累計予算額 | 8,821,237 |

3. 財源内訳

（単位：千円）

| | |
|---------|-----|
| 国庫補助金 | 844 |
| 一般会計繰入金 | 845 |

4. 補正内容

（単位：千円）

| | |
|------------------------|-------|
| 一般管理費 | 1,689 |
| （介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費） | |